平成２７年（フ）第４６６号
埼玉県所沢市元町３番18―301号　ポエム21
債務者　佐藤　正憲
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４７３号
埼玉県川越市大字砂新田120番地１（サンパレスＢ号棟103号室）
債務者　小倉　俊文
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９１号
埼玉県所沢市小手指町４丁目13番地の10　煉瓦館小手指２―102
債務者　梨田　清裕
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４０号
高知市役知町９番14号　川住ビル206
債務者　山崎みどり
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２５号
沖縄県浦添市字港川543番地　Ｂ－４
債務者　我謝　秀興
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３０５号
沖縄県浦添市宮城２丁目６番６―301号　なずな荘
債務者　赤嶺　千春（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４３８号
埼玉県所沢市若狭３丁目2550番地の１　メゾン・ドール若狭Ｂ―202
債務者　宇嶋　光明
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４３号
埼玉県坂戸市大字塚越307番地１
債務者　瀬古　明奈
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４４号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－４－401
債務者　本間　隆夫
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７０号
岡山県倉敷市玉島爪崎933番地１　ウインディア玉島Ｂ101、申立時の住所岡山県倉敷市玉島八島393番地２
債務者　田邉　　眞
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市連島町矢柄5868番地
債務者　中里　直美（旧姓大本）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
岡山県総社市秦3304番地
債務者　丸山　達弘
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２８９号
札幌市南区藤野４条５丁目２番３―405号
債務者　嶺岸　千晴
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２６号
札幌市東区北51条東５丁目１番７号　第２山宗ハイツ203号
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５６号
北海道江別市弥生町18番地の４　Ｂ403号
債務者　玉井　幸輝
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５７号
北海道江別市弥生町18番地の４　Ｂ403号
債務者　玉井佐代子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６０号
札幌市北区篠路２条８丁目１番23号　メゾン28―１号
債務者　清水　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７１号
札幌市東区東苗穂13条３丁目13番27号
債務者　大高　浩靖
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部